

第19回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成21年12月24日(木) 自 午後4時30分
至 午後6時30分

第2 場 所 東京高等検察庁第2会議室(17階)

議 事

伊藤座長 御多忙のところをお集まりいただきましてありがとうございます。まだお見えになる方もいらっしゃるようですけれども、定刻を過ぎておりますので、第19回の外国弁護士制度研究会を、ただいまから開催いたします。

今回の研究会で最終報告書の取りまとめということになりますので、本日御意見を伺って集約をした上でということになります。

内容についての御議論をいただく前に、もう御承知のことかとは思いますが、これまでの調査・審議の経緯について簡単に振り返ってみたいと存じます。平成20年、昨年5月29日にこの研究会が設置をされまして6月から開始をしたわけでございます。外国法事務弁護士に関して、弁護士業務を取り巻く内外の動向であるとか、我が国や諸外国における外国弁護士受入制度動向についての調査や研究を行った上で、外国法事務弁護士事務所の法人化、その他これに関連する事項についての検討を行っていただいたわけでありまして。本年8月までにいわゆるA法人制度の在り方についての検討を行い、あわせてB法人制度の検討も経て、その内容を外国弁護士制度研究会中間取りまとめとして取りまとめたわけでございます。その後パブリックコメントを経まして、その中で寄せられた意見を参考にしながら、10月、11月と、検討をここで行っていただきました。そして、そういった従来の審議の検討内容を十分踏まえた上で事務局に最終報告(案)の作成をお願いして、本日の研究会に提出していただく運びになりました。

そこで、席上に幹事と打ち合わせて作成をいたしました資料33「外国弁護士制度研究会報告書(案)」を配布させていただいております。したがって、本日がこの研究会としての最後の審議になりますので、よろしく御協力方お願いを申し上げます。

審議のやり方といたしまして、最初に幹事から最終報告書(案)の内容についての紹介をお願いして、その後にそれに関する議論に移る、こういう形で行いたいと存じますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、そのような進捗で、渡邊幹事からの説明をお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、資料33の「外国弁護士制度研究会報告書(案)」を御覧ください。

まず、この報告書案の概要について御説明しますと、本文と別添資料で構成されております。本文は第1から第5までの5部構成となっております。

第1が「はじめに」ということで、報告書案を取りまとめるに至った経緯について、簡単に説明しています。

第2が「弁護士業務をとりまく動向」、第3が「我が国及び諸外国における外国弁護士受入制度の現状等」ということで、客観的な事実関係について説明しています。

そして、第4が、報告書案の中核部分でございます。この研究会の提言内容を記載しています。

最後に、第5が「終わりに」ということで、まとめの記載をしています。

それでは、順次、第1から第5までについて御説明したいと思います。

1頁を御覧ください。第1「はじめに」とあるところでございます。

先ほど、座長から、この研究会における検討経緯について御説明いただきました。この「はじめに」は、その大部分が座長の御説明と重なるものですが、改めて御説明いたします

と、近年、我が国における法律事務の需要は、複雑多様化、専門化、国際化する傾向が著しく、法律事務の担い手である弁護士及び外国法事務弁護士がこのような法律事務の需要に的確に対応することができるよう、業務の共同化等を推進するための基盤整備をすることが喫緊の課題となっております。

このような状況を背景といたしまして、平成13年に弁護士法人制度が導入され、今般の司法制度改革において、弁護士と外国法事務弁護士の提携・協働関係を強化する見地から、両者の間の共同事業、外国法共同事業と言いますが、及び外国法事務弁護士による弁護士の雇用がそれぞれ自由化されるなど、一定の法的整備がされたところでございます。

もっとも、その後も、内外から、更なる基盤整備を求める要望がされているところでございまして、中でも、外国法事務弁護士が法人組織によって法律業務を遂行することができるようにするなどの法的整備を行うことが強く求められている現状にございます。

また、平成16年3月19日に閣議決定されました「規制改革・民間開放推進3か年計画」においても、国際化時代の法的需要への対応として、「今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外弁事務所についても日本弁護士と同様の位置づけで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士（法人を含む）との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る」とされたところでございます。なお、その後、平成19年6月22日にも同様の閣議決定がされております。

このような状況を踏まえまして、法務省と日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士に関し、弁護士業務を取り巻く内外の動向並びに我が国及び諸外国における外国弁護士受入制度の動向について調査及び研究を行った上、外国法事務弁護士事務所の法人化その他これに関連する事項について検討を行うことを目的として、平成20年5月29日、本研究会を設置しました。

そして、本研究会は、平成20年6月から、この目的に従って調査審議を開始いたしまして、平成21年の8月までの間、まず、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務のみを取扱業務とする法人、これまで「A法人」と呼んできた法人ですが、その法人制度の在り方について検討を行い、次いで弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり日本法及び外国法に関する法律事務を取扱業務とする法人、これまで「B法人」と呼んできた法人ですが、その法人制度の在り方について検討を行い、同年8月に、「外国弁護士制度研究会—中間取りまとめ—」を取りまとめたところでございます。

その後、本研究会は、パブリックコメント手続において中間取りまとめに対して寄せられた御意見も参考にしつつ、平成21年10月から本日までの間、更なる検討を行い、合計19回の会議の結果、本報告書を取りまとめるに至ったということです。

次に、第2「弁護士業務をとりまく動向」について御説明いたします。法律事務所の共同化の現状等、弁護士法人制度の現状等について記載しています。

この点は、別添資料を御覧いただきながら私の説明をお聞きになった方が分かりやすいと思います。

まず、法律事務所の共同化の現状等でございますが、別添3を御覧ください。

我が国の弁護士の数は、平成21年3月末現在、2万6,930人でございます。ちなみ

に、平成21年現在の弁護士一人当たりの国民数を見ると、日本のそれが4,737人であるのに対し、アメリカ合衆国のそれは280人、連合王国のそれは451人、ドイツ連邦共和国のそれは547人、フランス共和国のそれは1,275人となっております。

また我が国の弁護士の数の推移について見ますと、日本弁護士連合会設立当初の昭和25年は5,827人でしたが、その後、昭和50年に1万人を超え、平成16年には2万人を超えて現在に至っております。

次に別添4を御覧ください。その上段を御覧ください。

これは事務所の規模別に見た事務所数の推移について説明した表でございます。平成21年3月現在、すなわちこの表でいきますと一番右側ですが、所属弁護士数が一人のみのいわゆる一人事務所の数が全体の65%を占める状況にあります。他方、東京、大阪等の都市部を中心に法律事務所の共同化も相当程度進んでおりまして、所属弁護士数が100人を超える大規模法律事務所も7事務所を数えるに至っております。この表には具体的には記載しておりませんが、このうち、所属弁護士数が100人台の法律事務所が2事務所、200人台の法律事務所が3事務所、300人台の法律事務所が1事務所及び400人台の法律事務所が1事務所ございます。

次に、弁護士法人制度の現状等について御説明いたします。別添5を御覧ください。

弁護士法人制度ですが、これは弁護士が社員となり法律事務全般を取扱い業務とする制度でございますが、弁護士業務の基盤を拡大・強化することによって、複雑多様化、専門化、国際化する法律事務の需要に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図ることを目的として、平成13年に導入された制度でございます。

その現状でございますが、上段を御覧ください。

これは所属弁護士会別の内訳を見たものでございます。これを御覧いただければお分かりのとおり、東京都3会のいずれかの会に所属する法人が最も多うございまして、合計124法人ございます。これは全体の30%を占めております、具体的には、東京会が67法人、第一東京会が33法人、第二東京会が24法人でございます。次いで大阪会所属の法人が65法人ございまして、これは全体の16%を占めてございます。また愛知県会所属の法人が25法人でございまして、これも全体の6%を占めている状況で、その順に多くなっているということでございます。

次に、中段の表を御覧ください。

これは社員数別の内訳を見たものでございますが、社員数一人のいわゆる一人法人が最も多うございまして、157法人ございます。これは全体の44%を占めてございます。次いで、社員数二人の法人が113法人、これも全体の32%を占めておりまして、また社員数3人の法人が40法人、これも全体の11%を占めております、これらの順に多くなっております。

他方で、この表の一番右側の方を御覧いただきますと、社員数10人を超える法人は5法人ございます。そのうち社員数が最も多い法人で25人となっていることが分かります。

最後に、下段の図を御覧ください。

これは所属弁護士数別の内訳でございますが、これを見ますと5人以下の法人が合計268法人ありまして、全体の76%を占めております。他方、30人を超える法人も6法人ございまして、最も所属弁護士数が多い法人で93人となっております。この別添にはござい

ませんが、最近5か年の弁護士法人の設立件数を見ますと、平成16年が47件、平成17年が38件、平成18年が33件、平成19年が56件及び平成20年が82件となっておりまして、平成18年以降は増加傾向にあります。

次に、別添6を御覧ください。

これは弁護士法人における従たる事務所のある法人の一覧を示したものでございます。

弁護士法人は複数の法律事務所を設けることができることとされております。ただ、弁護士法人の事務所における業務の適正な遂行を確保する観点から、その法律事務所には、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員を常駐させなければならないこととされております。

もっとも、弁護士法人の従たる事務所については、公益的活動の一環として、いわゆる弁護士過疎地域において適切な法律サービスを提供する役割を果たすことも期待されるため、当該地域の弁護士会が許可したときには、その会員である社員を常駐させなくてもよい、すなわち非常駐許可制度が設けられているところでございます。

この弁護士法人の従たる事務所の状況ですけれども、この表にございましており、平成21年3月末現在で114の弁護士法人が合計148の従たる事務所を設けているところでございます。ちなみに主たる事務所と異なる地域、つまり他の都道府県でございまして、に設けられた従たる事務所は、合計で59事務所あるところでございます。

また、今申し上げました非常駐許可制度、以前、高中委員から御紹介がありましたが、そのような非常駐許可制度を利用して、会員である社員を常駐させなくてよいこととされた従たる事務所は、この表にありますとおり、合計で29事務所あるところでございます。

次に、第3「我が国及び諸外国における外国弁護士受入制度の現状等」について御説明します。資料33の本文にお戻りいただきまして、4頁を御覧ください。

まず、外国法事務弁護士制度の概要でございまして、これはまず導入経緯について説明しております。我が国と諸外国との人的、物的交流が活発化の一途をたどり、これに伴い、国際的法律事務の需要が年々増大する傾向にある一方で、外国法事務弁護士制度が創設された昭和62年以前の制度は、外国法について専門的知識を有する外国弁護士が、我が国において事務所を開設して法律事務を行う道を閉ざしており、このような国際的法律事務の需要に的確に対応するには不十分なものとなっております。また、我が国の弁護士が外国において日本法に関する法律事務を行うことは必ずしも十分に保証されているとは言いがたい状況にございました。

このような状況にかんがみまして、昭和62年に、渉外的法律関係の安定を図ることなどを目的としまして、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」、すなわち外弁法が制定されまして、外国法事務弁護士制度がここに導入されることとなりました。

この外国法事務弁護士制度を簡単に説明しますと、弁護士以外の者による法律事務の取扱いを原則的に禁止する弁護士法第72条の特例として、外国の弁護士となる資格を有する者が、所定の要件を満たした場合に、その資格を基礎として、新たな資格試験等を課することなく、「外国法事務弁護士」の名称のもとに一定の外国法に関する法律事務を取り扱うことを許容する制度でございまして。この研究会でも議論になりましたが、これまでに、外国法事務弁護士がその権限外の法律事務を取り扱ったことを理由として懲戒された事例はございません。

次に、外国法事務弁護士制度の改正の経緯でございます。この制度につきましては、その発足後、内外の諸情勢等を踏まえながら、渉外的法律関係の一層の安定を図ることなどを目的として、これから申し上げるとおり、累次の規制緩和措置が講じられているところでございます。

まず、平成6年に改正がされました、ここに記載のありますとおり外国法事務弁護士となる資格の承認基準の一つである外国弁護士としての職務経験要件について、我が国における弁護士等に対する労務提供についても、一定の要件のもとに通算して2年を限度として、必要とされる期間に算入することができるものとする、また外国法事務弁護士が、弁護士として5年以上の職務経験を有する弁護士とする場合に限り、組合契約その他の契約により、訴訟代理等一定の法律事務を除く法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営むことができるものとするなどの規制緩和措置が講じられました。これは特定共同事業と言われる制度でございます。

次に、平成8年にも改正がされました。主要なものとしては二つございますが、一つ目として外国法事務弁護士が、国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができるものとする、また外国で法律事務を行う業務に従事している外国弁護士が、その外国で依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができるものとするなどの規制緩和措置が講じられました。

次に、平成10年にも改正がされました。ここにありますとおり、三つの主要な改正がございました。まず、外国法事務弁護士となる資格の承認基準の一つである、いわゆる職務経験要件について、必要とされる期間を、これまでは5年のところを短縮して3年以上とした上で、外国弁護士となる資格を取得した外国以外の外国、すなわち第三国と言われているものですが、その第三国において法律業務を行った経験についても、一定の要件のもとに、当該必要とされる期間に算入することができるものとする、また、我が国における弁護士等に対する労務提供についても、先ほど申し上げた2年という期間を短縮して、通算して1年を限度とする当該必要とされる期間に算入することができるものとする。また、外国法事務弁護士の業務範囲を拡充しまして、指定法に関する法律事務以外の特定外国法、すなわち第三国法に関する法律事務についても、一定の要件を満たす外国弁護士等の書面による助言を受けてするときは、これを行うことができるものとする。また、外国法事務弁護士と弁護士との共同の事業、先ほど申し上げた特定共同業務ですが、その目的に関する規制を緩和しまして、外国法に関する知識を必要とする法律事務等を行うことを目的とすることができるものとするなどの規制緩和措置が講じられました。

そして、この研究会でも大きく議論になったところでございますが、今般の司法制度改革で大幅な規制緩和がされました。記載のとおり、平成11年7月に、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを目的として、内閣のもとに司法制度改革審議会が設けられました。この審議会では、平成13年6月に「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」を取りまとめたところでございます。

この意見書におきましては、弁護士制度の改革についても言及されておりまして、まず1点目として、弁護士の執務態勢を強化するとともに専門性を強化するために、「法律事務所

の共同化・法人化，専門性の強化，協働化・総合事務所化等を推進するための方策を講じるべきである」等とされました。また，2点目として弁護士の国際化，外国法事務弁護士等との提携・協働を図るため，「弁護士が，国際化時代の法的需要に十分対応するため，専門性の向上，執務態勢の強化，国際交流の推進，法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により，国際化への対応を抜本的に強化すべきである。日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から，例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである」等とされました。

このような意見を踏まえまして，まずは，外国法事務弁護士による弁護士の雇用について，所要の弊害防止措置を講じた上で，これを解禁するものとする事，また外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人との共同事業について，従則の特定共同事業制度を廃止しまして，所要の弊害防止措置を講じた上で，すべての弁護士又は弁護士法人との間で，取り扱う法律事務の範囲を限定することなく，自由に共同事業を行うことができるものとする事などの規制緩和措置が講じられたところでございます。

次に，外国法事務弁護士の現状について御説明いたしますが，別添7を御覧ください。

まず外国法事務弁護士となるためには，外国弁護士となる資格を有する者が，所定の基準に適合するものとして法務大臣の承認を得て外国法事務弁護士となる資格を取得し，更に日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならないこととされてございます。

この登録を受けて外国法事務弁護士となった者は，平成21年12月15日現在323名でございます。

これを，これから内訳それぞれ見ていきますが，まず上段の左の図を御覧ください。

所属弁護士会別の内訳でございます。これを見ますと，東京3会のいずれかの会に所属する者が圧倒的多数を占めてございます。合計で303人ございまして，全体の94%を占めている状況でございます。具体的には，第二東京会が141人，第一東京会が110人，東京会が52人でございます。次いで，大阪会に所属する者が10人ございまして，全体の3%を占めている状況でございます。

次に，この表の上段右を御覧ください。

原資格国別の内訳でございますが，これ御覧のとおりアメリカ合衆国の州等を原資格国とする者が過半数を占めている状況でございます。合計196人でございますが，全体の61%を占めている状況でございます。ここには記載しておりませんが，ニューヨーク州が99人，カリフォルニア州が45人でございます。次いで連合王国を原資格国とする者が58人ございまして，全体の18%を占めている状況でございます。また中華人民共和国を原資格国とする者が21人ございまして，全体の6%を占めている状況でございます。このような順に多くなっているところでございます。

次に，上段の真ん中の図でございますが，国籍別に見たものでございます。アメリカ合衆国が139人，全体の44%を占めてございまして，これが最も多く，次いで日本が56人で，全体の17%を占めております。次いで，連合王国の46人，これが全体の14%を占めてございまして，これらの順に多くなっているところでございます。

次に，下段のグラフを御覧ください。

これは登録者数の推移を示したものでございますが，御覧のとおり，外国法事務弁護士制

度は昭和62年に始まりましたが、それ以降の登録者数の推移でございますが、制度発足当初は増加傾向にありましたが、その後横ばいとなりまして、またさらに平成10年から飛躍的に増加する傾向にあることが分かるかと思えます。

次に、弁護士と外国法事務弁護士の提携・協働関係の現状等についてです。別添8を御覧ください。

弁護士と外国法事務弁護士が行う共同の事業につきましては、先ほど制度の改正の経緯について御説明しましたとおり、平成6年に初めて特定共同事業制度ということで、外国法事務弁護士が一定の職務経験を有する弁護士との間で共同事業を行うことが認められましたが、その後規制が緩和され、さらには今般の司法制度改革により、すべての弁護士又は弁護士法人との間で、取り扱う法律事務の範囲を限定することなく自由に共同の事業を行うことができるようになるとともに、その共同の事業に係る収益についても、両者の間で自由に分配することができるようになりました。

その推移等について示した図が、この別添8でございますが、平成21年4月1日現在で、外国法共同事業を行っている弁護士の合計数は175人でございまして、外国法事務弁護士の合計数は81人でございます。

また、これらの弁護士又は外国法事務弁護士が雇用する弁護士の数は664人でございまして、外国法事務弁護士の合計数は43人でございます。

また、最近8年間の弁護士と外国法事務弁護士の共同事業数、共同事業に係る弁護士数、これは被雇用の弁護士数を含みます、また外国法事務弁護士の数、被雇用の外国法事務弁護士数を含みますが、これらの推移につきましては、この上段のグラフのとおりでございます。

また、先ほど申し上げたとおり、外国法事務弁護士による弁護士の雇用等につきましても、司法改革により認められましたが、その状況につきましてはこの中段の表にあるとおりでございます。まとめますと平成21年4月1日現在で、外国法事務弁護士が雇用する弁護士の数は合計65人でございまして、外国法事務弁護士が雇用する外国法事務弁護士の数は合計34人でございます。

なお、この研究会でもたびたび議論になりましたが、弁護士及び外国法事務弁護士が外国弁護士を雇用することについては、特段の規制が設けられてございません。この下段の表にありますとおり、平成11年4月1日から平成20年4月1日までの間に、弁護士及び外国法事務弁護士が雇用した外国弁護士の数は、このとおり累計で275人ということでございます。

もう一度本文の8頁に戻ってください。

この研究会でも明らかになっているところでございますが、「A法人制度及びB法人制度の創設に関する各界の要望等」ということでございます。冒頭の経緯でも申し上げましたとおり、アメリカ合衆国、EUを初めとして内外から、外国法事務弁護士が法人組織により法律業務を遂行することができるようにするなどの法的整備を行うことが強く要望されております。また、先ほども申し上げたとおり、平成16年3月19日の閣議決定等においても同様の検討を行って、結論を得るといふこととされました。また、本研究会においては外国法事務弁護士や外国法事務弁護士と共同事業を行っている弁護士、あるいは弁護士法人の代表社員等からヒアリングを行いましたけれども、そのヒアリングにおいても、A法人制度及びB法人制度を創設すべきであるとの意見が多数出されたと認識しております。

さらに、法務省では、平成21年8月から9月までの間に、中間取りまとめについてのパブリックコメント手続を実施しましたが、合計11の団体・個人から意見が寄せられましたところ、A法人制度の創設については、これに反対する意見がございませんでした。他方、B法人制度の創設についても、これに賛成する意見、具体的には制度の具体的在り方について意見を付したものも含まれますけれども、この賛成意見が圧倒的多数を占めたところでございます。

次に9頁に行きまして、「諸外国における外国弁護士受入制度の現状」でございます。この点については、研究会の当初に資料に基づいて諸外国の現状を御説明しましたが、別添9はそれと同じものですので説明は割愛します。

なお、諸外国における外国弁護士による法人制度の概要について、何度か委員から御質問がありました。これまでに判明しているところを簡単にまとめた資料を作成しましたので、参考資料を御覧ください。上段は、A法人制度と同様の法人制度を諸外国において導入しているかどうかというものです。下段は、B法人制度と同様の法人制度を導入しているかどうかということをまとめたものでございます。現時点で御紹介できる調査対象国は、アメリカ合衆国、連合王国、香港、オーストラリアでございます。

まず、A法人制度と同様の制度を設けているかどうかということに関しましては、香港とオーストラリアを除いてはすべて認められております。オーストラリアのところでございますが、これは法人制度自体はありますけれども、ここの注にありますとおり少なくとも1名の法曹実務家兼経営者、すなわち制約なしの弁護士開業資格認定書を保有するオーストラリアの認定法曹実務家の存在が必要とされておりますので、日本でいうところの外国法事務弁護士のみで法人を設立することはできない、と理解されるのでないかと考えています。

次に、B法人制度と同様の制度を設けているかどうかということに関しましては、香港を除くすべての国で認められているということでございます。連合王国については、ここの注にあるとおりでございます。

なお、この研究会では、弁護士と外国法事務弁護士との社員割合について大きく議論されたところでございますが、そのような出資比率等に関する規制の有無があるかどうかということに関しましては、まず、アメリカ合衆国においてはそのような規制はないようでございます。次に、連合王国においては、全持分を登録外国弁護士が所有することもできますが、この場合は少なくとも1名のソリシター又は登録欧州弁護士が役員となる必要があるとのことでした。注にもありますが、持分の25%までは、SRA、すなわち **Solicitors Regulation Authority** の承認を受けた無資格者の役員が所有することもできるとなっているようでございます。香港においては、法人制度自体が認められていないようでございますので、ここは記載していません。また、オーストラリアにおいては、先ほど申し上げたとおりでございますが、少なくとも、1名の法曹実務家兼経営者の存在が必要ということとなっているようでございます。

簡単ではございますが、諸外国における外国弁護士による法人制度の概要について御説明いたしました。

また本文に戻っていただきまして、9頁の第4「提言」というところを御覧ください。これは中間取りまとめとほとんど変わらないところでございます。

まず、冒頭部分でございますが、本研究会は、弁護士業務を取り巻く動向並びに我が国及

び諸外国における外国弁護士受入制度の現状等を踏まえ、A法人制度及びB法人制度の在り方について検討を行ったところでございます。

この検討の結果、本研究会は、A法人制度及びB法人制度については、いずれも、法律事務の需要の複雑多様化、専門化、国際化に、よりの確に対応することができるようにするため、これを創設する必要があるが、弁護士法第72条の法意並びに現行の弁護士制度及び外国法事務弁護士制度のありよう等を踏まえると、それぞれ以下に述べる措置を講ずるものとするほか、現行の弁護士法による弁護士法人と同様の規律とすべきであるとの結論に至ったということで、まとめを書いてございます。

次に、A法人制度についてでございますが、まず1番目、業務の範囲でございますが、これは中間取りまとめの内容と同じでございます。

次に、10頁でございます。(2)の業務執行権限等とあるところでございますが、これも中間取りまとめと同じでございます。

(3)の社員の法人債権者に対する責任も、これも中間取りまとめと同様のものがございます。

(4)の弁護士の雇用及び外国法共同事業とあるところでございますが、これも中間取りまとめと同じでございます。

次に11頁に行きまして、(5)の事務所に係る規制というところでございますが、これは中間取りまとめと内容は同じでございますが、パブリックコメント手続で中間取りまとめの提案内容に反対する御意見もあり、改めて御審議いただきましたので、もう一度確認させていただきます。

まず、(5)アですが、A法人は、複数の事務所を設けることができるものとするということでございます。

次に、イですが、A法人は、弁護士法人と同様に、その事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員、すなわち外国法事務弁護士である社員を常駐させなければならないものとするということでございます。

次に、議論となったところでございますが、いわゆる非常駐許可制度をA法人に認めるかどうかという論点でございます。この研究会は、否定説をとるべきであるということを取りまとめがされましたので、「弁護士法人の従たる法律事務所における社員の常駐義務については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が許可したときにその義務を解除する例外的措置が講ぜられているが、A法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、そのような例外的措置を講じないものとする」、このような記載振りとさせていただきます。

次に(6)でございますが、業務遂行時の資格表示義務ということで、これも中間取りまとめと内容は同じでございます。

また(7)非弁提携の禁止とあるところでございますが、これも中間取りまとめと同じでございます。

次に、11頁の2のB法人制度についての記載でございます。

まず、(1)の業務執行権限等というところでございますが、実質的には中間取りまとめと同じ内容を記載しています。一部記載を変更してございますので、若干の説明をさせていただきますと、まず、アですが、B法人の業務については、原則として、全社員が、B法人の意思決定を行い、各自、内部的執行をし、及びB法人を代表するものとするという原則論

を記載しています。

次に、イですが、B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行い、その各自が内部的執行をし、及びB法人を代表するものとするということで記載しています。

次に、ウですが、外国法に関する法律事務の取扱いについて記載したものでございます。B法人の外国法に関する法律事務の取扱いに係る外国法事務弁護士である社員の権限については、A法人の場合と同様の措置を講ずるものとする。同様の措置はどういうことかといいますと、10頁の(2)のことを指してございます。従いまして、B法人の外国法に関する法律事務につきましては、弁護士である社員も、外国法事務弁護士である社員も意思決定をし、内部的執行をし、B法人を代表することができる。ただし、外国法事務弁護士である社員がこれらの行為をするに当たっては、A法人の場合と同様の措置を講ずる、ということでございます。

次に、社員の割合について大きく議論がされましたが、社員のうちに弁護士である社員の占める割合については、法令により下限を設けないものとし、B法人の自治にゆだねるものとするので大方の意見の一致を見ました。このような措置を講じないということですので、報告書案には盛り込んでおりません。

次に、(2)の社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制ということでございますが、これも中間取りまとめと同じでございます。

次に、(3)の事務所に係る規制ということでございますが、常駐すべき社員の在り方、非常駐許可制度の要否の関係で大きく議論になったところでございますので、補足説明いたします。

まず、アとして、B法人は、複数の事務所を設けることができるものとするということでございます。

次に、イですが、B法人は、弁護士法人と同様に、その事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員、これはすなわち弁護士である社員又は外国法事務弁護士である社員、どちらでもいいということですが、社員を常駐させなければならないものとする。ただし、その従たる事務所については、弁護士法人と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会が許可したときは、この限りでないものとするということでございます。

次に、(4)ですが、B法人の社員資格が、日本の弁護士以外に外国法事務弁護士にも付与されることとなりますから、そのこととの関係で、必要に応じて、外国法事務弁護士が社員となるA法人制度において措置すべきとしたものと同様の規律を設けるものとするという記載を入れました。

次に、3の弁護士法人、A法人及びB法人間の移行及び合併ということでございますが、これも前回御審議いただきましたことを簡潔にまとめて、弁護士法人、A法人及びB法人は、それぞれ、他の類型の法人に移行し、又は他の法人と合併することができるよう、所要の規定を整備すべきである、この整備に当たっては、これらの法人が法律事務の需要に迅速かつ的確に対応することができるようにするため、可能な限り柔軟な制度設計をすることが望ましいとの記載をさせていただきました。

次に13頁の4ですが、A法人及びB法人の監督ということでございます。

まず、A法人及びB法人は、弁護士会及び日本弁護士連合会の会員になるものとし、これ

らの機関の監督を受けるものとするということでございます。

次に、これらの機関による監督の実効性を確保するため、A法人及びB法人は、弁護士法人と同様に、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとするなどの措置を講ずるものとするということ、これは中間取りまとめと同じでございます。

(3)についても、基本的には中間取りまとめと同じでございます。異なる点は、懲戒の在り方に関する記載を盛り込んでいる点です。パブリックコメント手続において、懲戒の在り方についても議論すべきでないかという趣旨の御提案をいただきましたが、本研究会において、まずは日本弁護士連合会、所属弁護士会で検討したうえ、制度所管庁である法務省とも十分に協議することによって御了解を得たと理解しておりますので、その記載を盛り込んだものです。その記載振りますが、日本弁護士連合会及び弁護士会は、A法人及びB法人に対する指導・監督の実効性を確保するため、懲戒の在り方を含めた指導・監督の在り方について十分な検討を行うべきである。この検討に当たっては、弁護士法人及び外国法共同事業の例を踏まえて、日本弁護士連合会の会則・会規等において、法人及びその社員に対する調査権限を付与するとともに、これらの者に対し、当該調査への協力を義務づけるなどの措置を講ずることが望ましいということです。後段部分は中間取りまとめの記載振りと同じでございます。

最後、第5「終わりに」というところでございますが、これは記載のとおりでございます。一部補足的に説明しますと、まず法務省に対しては、「本提言の趣旨に沿って、日本弁護士連合会と協議の上、速やかに所要の措置を講ずることを要望する」という一文を入れました。また、研究会の共同設置主体であります日本弁護士連合会に対しても要望を記載しております、「日本弁護士連合会においても、弁護士会及び外国法事務弁護士に対する指導・監督権限が付与された本旨にのっとり、新たな会員となるA法人及びB法人を含め、その会員に対する指導・監督の実効性を確保するための方策について、引き続き、真摯に検討していくことを要望する」という一文を入れさせていただきました。

以上でございます。

伊藤座長 御苦労さまでした。

それでは、ただいまの説明を参考にして御意見を伺いたいと思っておりますが、最終ということもございまして時間的な制約があることから、御意見がある場合には、ここをこう直した方がいい、その理由はこういうことであるということ、簡潔に御意見を頂戴できればと思います。

それから議事の進行ですけれども、二つに分けて、第1から第3、つまり提言の前の部分です、これについて質問ないし御意見を伺って、その後第4の提言部分に関しての審議をお願いしたいということ、よろしいでしょうか。もしそれでよろしければ、報告書案の第1から第3までの部分についての御質問や御意見を頂戴できればと思います。

牛島委員 その手前なのですけれども、よろしゅうございませうか。先ほど御説明いただいた参考資料は、第1ないし第3で御質問の方がいいのでしょうか、それとも第4で御質問の方がいいのでしょうか。

伊藤座長 客観的なものなので、この第1、第2、第3のところをお願いします。

牛島委員 はい。ありがとうございます。私もお願いした一人なものですから、ありがとうございます。

ざいます、お礼申します。気になりましたのは、これはアングロサクソン系ばかりが入っていて、例えば独仏が入ってないのですが、それは何か経緯がございましたら教えてください。渡邊幹事 まず、フランスにつきましては、別添9を御覧いただきますと、外国弁護士受入制度はございません。ただし特別な試験によりフルライセンス、すなわちフランスの弁護士としての資格を与える制度があるということでございますので、そういった意味では、外国弁護士受入制度の一内容としての法人制度というのはないのではないかと理解でございますので、フランスに対しては特に調査をしていません。

牛島委員 調査してないということですね。

渡邊幹事 しておりません。

牛島委員 もと何だったから、そういう人たちでは駄目とかよいとか、そういうのはないだろうという前提ですね。

渡邊幹事 はい。

牛島委員 分かりました。

渡邊幹事 次に、ドイツですが、調査中でございます。聞くところによると、法人を設立することはできそうなのですが、御関心の高いところと思われる出資比率等に関する規制の有無などについて、御紹介できるまでの調査ができていないところでございまして、その結果は、追って皆様にお伝えしたいと事務局では考えております。

牛島委員 まあしかし、後からいただいてももう勉強になるだけですけれども、それは大勢には影響がないだろうと考えられたのだと思うのですけれども、その理由をむしろ教えていただいた方がいいような気がします。

渡邊幹事 どの理由でしょうか。

牛島委員 ドイツについての調査を終わるのを待つ必要がないとお考えになられたのだと思うのですよね。ですからその理由を。

渡邊幹事 それは、我が国における制度の在り方についての議論ということでございますので、諸外国に同様の制度があるかどうかというのは基本的に重要な視点だと思いますけれども、それがすべてではございません。ある程度の外国の状況が明らかになれば、とっぴな制度の在り方について議論しているのではないということは十分に分かるのかなと。ドイツの調査結果が明らかにならないことには、この研究会としての取りまとめができないというのであれば、それはまた進行について協議いただく必要があらうかと思いますが、少なくとも事務局の判断では、ドイツの調査結果を待たなくても、我が国の制度の在り方としては結論を出せるのではないかと考えているところでございます。

牛島委員 決して結論に反対するわけではございませんが、コメントなのですけれども、この調査が始まりました平成20年5月、つまり2008年の5月になりますか、経済情勢と法制度が直接結び付くものとは思いません。しかし平成20年5月における世界の中でのアングロサクソンの発想の信頼、これは主として経済的なことを申しておりますが、そしてその後の推移を見ますと、そのようなやり方だけでは十分ではないということを今世界的に相当共通な理解になりつつあるときに、やはりもともと法的にもドイツに近い部分もございまして。もちろんそれがすべてだとは申しませんが、そういうところについてはできれば分かればよかったなという気はいたします。それ以上反対しているわけではございません。

下條委員 これを見ますと、1頁とかそれから8頁ですか、「規制改革・民間開放推進3か年

計画」が引用されておまして、これが今回の外弁法人制度のトリガーというか、そういうふうになったと書いてあるわけですが、この観点でWTO、GATS、サービス貿易に関する一般協定ですね、これにも言及すべきではなからうか。つまりサービスの貿易に関する一般協定によれば内国民待遇が要求されておりますので、その面から外国法事務弁護士にも弁護士と同じように法人制度を設けるべきであるという点がございまして、それを言及される方がよいのではなからうかと思えます。大野さん、よろしければ追加を。

大野氏 特にコメントはありません。

伊藤座長 それでは、その点今の御発言を受けて、どうぞ。

杉山委員 もう今回で最後なので感想になりますけれども、受入れられなくてももちろん結構でありますけれども、今回の研究会について、これはここに書いてありますが19回会議を重ねたわけですね。外国法事務弁護士制度の法人について、お忙しい皆さんの時間を割いて19回もやったというのは非常に異例のことだと思うのです。レポートを一般の人が読むと、何でこの外国法事務弁護士に関する議論を19回も長々とやったのかなと思われるので、初めのところと4頁、いろいろ書いてあります。複雑多様化とか専門家、国際化云々と書いてあります。なぜ共同化を推進することを提言したのかという、つまりこの議論のきっかけと理由付けが一般の人にも分かるようにもう少しみ砕いて書く必要があると思うのです。

それで4頁を見ますと、研究会の状況認識を書いてあるわけですね。「我が国の弁護士が外国において日本法に関する法律事務を行うことも必ずしも十分に保証されているとは言い難い状況にあった」とか、その前に「国際的法律事務の需要に的確に対応するには不十分なものとなってきていた」とか、こういう状況認識は初めにきちんと書いておくことですね入り込ってくるのではないかという気がするのです。多分これは恐らく「読むのは専門家の方ばかりだから、いいのではないか」「そもそもそういうことは分かっているよ」という意見があるかもしれませんが、私が見て、法律の世界で外弁云々の法人化というのは非常にとっ付きにくいテーマだと思うのです。例えば今後、政治家が読むとか、いろんな関係者が読むわけです。このことをやるのが、ひいては法律サービスの向上に繋がって、企業など利用される方にとってよくなるのだというニュアンスがもう少し出るといいのかなと思ったのです。今回が最終なので、それはお任せしますけれども、そもそもの議論の出発点、もちろん規制改革会議とか、今おっしゃったようにWTOとか諸外国の要望とかあるわけですが、これはあくまでも主体的に日本が考える話です。日本の法曹界なり法務省なり一般の方が考える話ですので、そういう点をもう少し書ければいいなというのが感想であります。

伊藤座長 分かりました。ありがとうございます。誠にごもったもな御指摘だと思いますが、何か幹事から。

渡邊幹事 御指摘を踏まえて修文してみます。

牛島委員 先ほどドイツについて伺ったことと同じ発想で申すのですが、私も下條委員のおっしゃられたことに大変賛成でして、何頁でしたか、下條委員が引用されました2点。下條委員は必ずしも司法改革についてはおっしゃらなかったかもしれないけれども、その前の規制改革委員会のことについて触れられた箇所がありましたね。確か二度触れられていますけれども、1頁の真ん中の少し上、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」、それからその後に司法改革のことが出てくると思うのです。それで、

私はその後の、特にこれはこういうところで言うのが不適當か適當か分かりませんが、その後の選挙結果に示された国民の動向を見ると、これでは説得力が不足なのではないかと恐れます。「思う」は少し言い過ぎで、「恐れ」ます。私は下條委員が指摘された国際的な視点というものは、これは私は説得力があるのではないかと思う。そのことは、杉山委員が言われたことと、私の勝手な解釈かもしれませんが、同じような発想ではないかなという気がするのです。要するに、国民にとってこれがいいのだということの観点をできるだけ出していただいた方が、過去の選挙前の内閣がつくった方針にのっとってやっているということでは、今の政治家の方あるいは政治家が問題ではないですね、国民の多くに説得力を持つかどうかということに不安を感じるのです。できるのは今の時点ですから、私はそういう観点を盛り込んだ方がいいのではないかということ、余計かもしれませんが、そんなことはとってお考えだと思いますけれども、あえて申し上げたい。私は同じ考えを持ちます。

伊藤座長 そうですね。杉山委員や下條委員、それから今の牛島委員の御発言も、結局、本研究会の提言が何を目的としているのかということ、より一般の国民の方に分かりやすい形での叙述をもう少し工夫してみたらということかと思しますので、そこはよろしいですね。御趣旨を踏まえて、と思います。ほかにはいかがでしょうか。

そうしましたら、もし何かあればまた戻るということももちろんあり得ますので、今御発言があったような点に関しては、より表現を工夫するということは前提にいたしまして、内容的には御了解いただいたものとさせていただきます。

そこで、次に本題でございます提言部分。4の提言部分ですが、ここに関して御発言をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

下條委員 先ほど申し上げたことに関係するわけですが、要するにサービス貿易に関する一般協定の関係で、外国法事務弁護士にも内国民待遇を与えなければならないという義務を負っているわけなので、そういう観点から言うと、11頁ですが、A法人の例外的な社員の常駐義務の許可制ですね、これもそういう形式的な平等という点から言えばA法人についてもこの例外的措置を講じた方がよかったのかなとも思います。多分これは需要が全くないだろうということで、このままでもいいのですけれども、ただ諸外国からは形式的な平等がないということを言われるおそれがある。そうであるなら、形式的にでも置いておいて、結局は単位会の許可がかかるわけですから、余り害もないなということですが、これも結構です。

伊藤座長 分かりました。今の下條委員の御発言に関連して、どなたか更に御意見ございますか。

もし特に御発言がなければ、下條委員御自身も御意見は御意見で、やはり平等という点からすると問題があるけれども、あえてどうしても別の意見に変更するとかあるいは付記するとかいう御趣旨ではないということですから、大変恐縮ですがこの点は原案を御了解いただければと思います。

牛島委員 同じような箇所なのですが、B法人、12頁の(3)なのでございますが、この(3)イ2行目、「地域の弁護士会の会員である社員」、これは弁護士又は外国法事務弁護士を指しているという理解でよろしゅうございますよね、「又は」ということで。その場合における外国法事務弁護士のみが常駐している当該B法人の事務所が行える業務というものについての議論、つまり当該外国法事務弁護士の業務のみであって日本法はできないという

議論があったと理解しているのですが、そのことを書き込んでおかないと、(3)のイというものがB法人の支店であるということから、「当然日本法もできるのか、それなのに外国法事務弁護士の常駐だけでいいとはおかしいのではないかと、何事なのか」といういわれのない批判を受けるのではないかと気がいたしますので、そこまで書き込んだ方がいいのではないかと御提案申し上げたいと思います。

伊藤座長 ただいまの牛島委員の御提案に関しては、いかがでしょうか。

渡邊幹事 今の牛島委員の御発言に対しての質問なのですが、この関係では、前回幹事が提案した二つの考え方がありました。一つは、事務所に常駐すべき社員は日本の弁護士で在るべきだという考え方がありました。もう一つは、事務所に常駐すべき社員は日本弁護士である社員であってもよいし外国法事務弁護士である社員であってもよい、これは現在の最終報告書案に盛り込まれている内容と同じものですが、その場合、弁護士である社員が常駐していない事務所、すなわち外国法事務弁護士である社員しかいない事務所のことですけれども、そのような事務所においては日本法に関する法律事務を取り扱うことができないものとする、そういう規制を設けるものとするという考え方がありました。この後者の考え方を、報告書に盛り込むべきであるという御意見でしょうか。

牛島委員 その理由は、私が間違っていたら御指摘ください。そのような考えが大方のこの場での結論であったという理解に基づいて申し上げているのです。そうでないとしても申し上げるのですが、今日は一人説で申し上げるのではないつもりで申し上げます。

渡邊幹事 更に質問なのですが、私の記憶では、前回の牛島委員の御発言では、常駐すべき社員がどういう社員で在るべきかという議論については、最終的には、日本弁護士である社員でも外国法事務弁護士である社員でもいづれでもよいという考え方でよいのではないかとということであったと思うのです。ただ、その一方で、その考え方とセットとなっていた日本弁護士である社員が常駐していない事務所においては、日本法に関する法律事務を取り扱うことができないものとするとの規制は、むしろその規制がおかしいのではないかと御発言もあつたと思うのですけれども、先ほどの御発言は、そのような考え方を支持する見解に変えられたということですか。

牛島委員 いえ、変わっていません。それは恐らく誤解で、これは私の記憶ですから違っているかもしれませんが、議論の前後がありまして、私は最終的に渡邊幹事の言われる、東京の外弁事務所、大阪の日本弁護士事務所、これが法人をつくった場合において、東京に日本弁護士をだれか必ず連れてこなければ法人化できないというのはおかしいではないかというお話を伺って、その部分が説得された、そのように申しました。しかし今の部分の前に、日本弁護士がいなければその事務所では日本法が取り扱えないではないかということが多々、るる申し上げていたと思いますので、その部分については説得されたときに明示しなかったかもしれませんが、外弁だけになれば当然その事務所では日本法を取り扱うことができないというのが議論の前提としてすべて進んでいたという理解をしています。

渡邊幹事 牛島委員に確認したかったのは、常駐すべき社員がどういう社員で在るべきかという点については、いづれでも構わないという考え方を支持する見解に変更されたと理解しているのですが、ただその場合に、その説にセットで入っている先ほど申し上げた規制を更に設けるかどうかということについては、それはそもそも日本法に関する法律事務については日本弁護士である社員にしか扱わせないということが既に法人に対する規制としてあるので、

それはビルトインされた規制を繰り返しているのだけなのではないか。だから、そういった規制は不要ではないかという趣旨のことをおっしゃっていた記憶があったものですから、その御意見を変更されたということなのか、前回と同じ見解ではあるのだけれども、全体の議論の状況としては大勢であったのだから、その旨の記載を盛り込むべきということをおっしゃっているのか、そこを確認したかったのです。

牛島委員 それは私がどうであったかということとその場での大勢の議論がどうであったかということの、まず大勢の議論についての渡邊幹事の御見解はどうなのでしょう。私がどうであったかということは微々たる問題であって、私が最終的に渡邊幹事のおっしゃるとおりだと申し上げた時点においては、その場の議論は外弁だけが常駐しているときは当該支店というものは当該外弁の外国法、早く言って日本法はできない支店なのですよということが支配的だったという理解に基づいて申し上げているつもりなのです。

渡邊幹事 ただ一方で、常駐すべき社員がいずれでも構わないのだけれども、弁護士である社員が常駐していない事務所において日本法に関する法律事務を取り扱うことができないものとするかどうかということについては、様々な観点からの御指摘、御意見があって、結局、意見の一致を見ていないという理解だったのです。例えば、牛島委員がそのようなことをおっしゃっていたし、あるいは佐瀬委員もいずれでも構わないという考え方にはなお賛同できない、留保するという趣旨の発言をされていたと思うのです。そういう経緯があって、前回の議論を振り返ってみると、それぞれの御指摘、御意見に相応の説得力があったと理解していましたので、そういった意味では、この点については一致した意見とまではいえないので、報告書案に盛り込むのはよろしくないのかなと思ったものですから、記載してないのです。

牛島委員 どちらにしても、私の提案は提案として、私が仮に前回と違うことを言っているかどうかも含めて、それは余り重要ではないと思う。私は違うことを言っていないつもりですが、そうであるとしたらおわびして訂正しますが、結論は同じことです。

佐瀬委員 私の理解も牛島委員と同じ理解ですけれども、そのときに確か大勢の意見というのは、表示でそれをカバーしよう、日本法はできないということについては、きちんと表示をしようということだったと思うのです。だから、表示の問題で解決するのなら、それも一つの方法ですから、それはそれで納得できるという案だと私は思うのです。ただ、それをそのまま放置していいということではなかったと思うのです。だから、それはやはり何らかの措置は書くべきだろうと私も思います。それは表示で解決するのか、今言ったように法的にそれはできないと書くのか、その辺の問題は多少違う問題だとは思いますが、規制の仕方としては表示でやるのかそもそもできないとするのか少し違うとは思いますが、いずれにせよその措置は書かなければいけないのではないかと思います。検討するときにも、コメントをもらうについても、そこが分からないと議論が多少中途半端になってしまうという気がします。

中川委員 前回の議論の感じからすると確かにそうで、恐らくは外弁しかいない支店において日本法を取り扱えないよということは、恐らくそういう意見だったのだらうと思うのですが、あのときに少し問題になったのは、簡裁事件を扱う司法書士のような規定を置くのかどうかということが少し、これがなぜそういうのが入ったのかがよく分かりません。これはですから屋上屋を重ねるものかもしれないので、これがないからといってできるという反対解釈ではないかもしれないというようなお話をさせていただいたと思うのです。ですから、この

ア、イの記述を前提にすれば、そこで支店に外弁がいるからといって日本法を取り扱える事務所になるわけではないということは、もう当然の理ということでの議論だと思うのですが、そこまで踏み込んで書けるかどうか、その法制化との関係でもう少し検討すべき課題があるのではないかとということで、恐らくこの報告書には盛り込まないということかと思うのですが、ただおっしゃるとおり仮にこれが入っていないということで、外弁の方が、ではできるのかという勘違いをされてしまっただけでは困るということですね、恐らく御懸念なのは。

それで、実は、話を戻して恐縮なのですが、下條委員がおっしゃられた外弁事務所のA法人について常駐義務の例外をおかさないとということが、形式的に不平等に見える。確かにそれはおっしゃるとおりで、ただ私はそこはもう過疎対策だから要らないと思っているのですが、場合によってはこれを読んだ外弁あるいは諸外国の方が、そこがまだ不平等ではないかということ指摘をしそうであるということ踏まえて、例えば注の形でそこを、本文ではなく注の形でそういうことを書き込むとかということであれば、それは誤解を生まなような形というもの十分あり得るかなと思いますので、もしできましたら先ほどのア、イのその部分は「※」で注にして、そういうことを書いておくというのでもどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

伊藤座長 分かりました。そうすると、まず前提として外弁しかいない支店があり得る。それは社員であれば弁護士か外弁かいずれかが常駐していればそれで足りるということがまず前提になって、その事例の支店といいますか、そこでは外弁しかいませんから、日本法を取り扱うことはできない。これは言わば共通の認識と受け止めてよろしいわけですね。

中川委員 私はそう思っております。

伊藤座長 恐らく前回の議論の大勢というのもそういうことかと思いますが。

牛島委員 私個人がどうであったかは別として、おっしゃるとおりだと思います。

伊藤座長 その上で、ではそのことをどういう形で書く必要があるのか、必要がないのか。言わば当然のことなのだからという考え方もあり得るかと思いますが、今中川委員がおっしゃったように、論理的には当然のことかもしれないけれども、しかしそのことを明らかにしておく意味がそれはそれで否定はできないということもあると思いますので、そういう言わば共通認識を踏まえて、その点に関しては、どういう形でそのことをあらわすかについて適切な検討をすることが望ましい、とか、そんな形ではいかがでしょうか。

牛島委員 出発点は、当該事務所においては司法書士法と同様に「常駐していない事務所においては〇〇を取り扱うことができない」と、こういう表現を出発点にするわけです。その趣旨をどのように盛り込むかということについては更なる議論に任せる、こういう御趣旨でございましょうか。

伊藤座長 法制的なことは私自身も余り自信がありませんので、司法書士法と同様の形になるかどうか、これは別ですが、当然そういうことは一つの参考にはなると思います。それを参考にしながら、今ここでの大方の認識が一致していることをどういう形で誤解がないような表現でできるかについては、もう少し検討したらどうか。ただ、大きな方向は決まっていると思いますので。

越委員 私、前回、そのことについてはこのように申し上げたような記憶が自分がございます。例えば、ある地方銀行の使っている弁護士の中でも一番主要な、言わば顧問弁護士は東京の事務所なのです。ある地方の県の有力地銀でも、顧問弁護士は東京の方なのです。

こういう現象は非常によくあります。特に、例えば民事再生法ができたばかりのような状況のときは、まだ、地元の弁護士で扱い切れなかったため、東京の弁護士の方をお願いしたということがありました。つまり、地域が離れていても問題はないのです。

例えば、地元の事務所には外弁しかいらっしやらない場合であれば、「同じ法人の中の日本の弁護士がいらっしやるところでやっていただければよろしい」というようなことを私は申し上げたと思います。

それとともにもう一つ申し上げたいのは、私は司法書士法人に関する立法の書き方には違和感があるのです。つまり、受任するのは「事務所が受任する」のではなく「法人が受任する」のですよね。ですから、司法書士法人についての制度の書き方が、「事務所において」とか書いてあること自体が、私は正直に言いまして違和感があります。ですから、そのところについては、結論的に言うと、今日出していただいているこの報告書の案のとおりで、私はいいとは思っています。

ただし、それだけにしてしまうと、司法書士法人に関する制度も視野に入れてきちんと議論はしたのだということが分からなくなってしまって、「もしかしてこの研究会はそこを見逃したのではないか」と思われてしまうかもしれません。それを防ぐ意味で、先ほど中川委員がおっしゃられたような、「それもきちんと考えて議論はしました」ということを注書きで付けておいていただくくらいでよろしいのではないかと思います。以上です。

伊藤座長 分かりました。

牛島委員 実は越委員が言われたことに触発されて相当その後考えたということがございまして、今越委員の言われたのは大変重要なポイントだと私は思っております。なぜかと申しますと、それを延長すると、常駐者が要らないという弁護士法人制度の根幹と触ってくる、抵触してくるような気がしているのです。つまり、越委員の言われるとおり現実に東京にいれば、その人がある地方都市、支店ですからそういう仮定ですけれども、地方都市にいつでも出てこられるのであれば、それでいいではないかという議論をすると、ではなぜ常駐者がいるかという議論に繋がる。常駐者がやはり当該法律の職務権限がある必要があるということ的前提にする考えと、しかし実際問題は、越委員が言われたように何とかなるでしょうということとは、別の次元のような気がするのです。私は、したがって、何とかなるからといってその議論をそのような考えで、誠に申し訳ない、その観点だけでここを書かないでいると、常駐義務というものについてどのように考えたのかという観点からの批判を免れないと思っております。越委員の言われることは、そのとおりで完結していると思っております。しかし私は、なぜ外弁だけが常駐している場合に、その事務所で何がどうしていいのかということを考えないのかということについて、越委員の言われるとおり私は必ずしも司法書士法と同じである必要があるのかどうか、これは中川委員も言われて、私の能力では分かりません。しかし、当該支店に外弁だけの常駐でいいという以上は、これは当該支店は日本法をやらないと、あるいはもっと正確に言えば当該外弁の職務権限のある法律だと思っておりますけれども、そのことはそこまでは考えているということがなければ、穴が開いたままになるような気がするのです。

高中委員 越委員のおっしゃるところも理解できないわけではありません。通信手段が発達すれば、確かにいなくてもというのはそれは分かるのですが、しかしながら通信手段だけですべて解決していいのか、という気もいたします。やはり現実に顔を突き合わせるという作業

も必要ですし、現にこの委員会でもテレビ会議で済めばいいものをわざわざ19回もやっているわけでして、その19回に引き延ばした張本人は私ですのでおわび申し上げますけれども、やはり顔を突き合わせるということも十分必要です。どんなにカメラが発達しても、カメラの死角というのがありますし、そこで何をするか分からない。やはり事件屋といいたほうが、非弁のばっこというものに対して、だれを守るのかと言ったら、別に弁護士の業界を守るのではなくて、事件屋のばっこによって被害を被るのは一般国民なのですね。そういうポリシーがあるとすれば、四六時中全くドアを閉めた後ろも見透かせるような透視カメラの付いたようなのはともかくも、そうでないような現段階においては、やはり現実にそこに人がいるということの重要性というのは、ここでは軽視するわけにはいかないと思います。この常駐に関しては制度趣旨がそこにありますから、重視していただきたいと思うわけです。

それから書き振りに関して申し上げますと、むだのない文章でございますけれども、たまにむだがあってもいいのかなという気もしないわけではありませぬので、中川委員がおっしゃったように、特に事務所に関するB法人の規制のところは結論部分だけになっておりますから、10何回目でしたか、1回の期日を使って議論したところがございまして、座長がおまとめになったように若干膨らませていただいてもよろしいかと思っております。恐らくこの意見書だけが法制局へ行くとは思いません。恐らくしかるべき説明があると思っておりますが、これは日弁連の弁護士も見るだろうし、そのほかの経済界の方も見るでしょうから、もう少し注の形でも結構ですから、もう少し補足していただけて分かりやすくという要望をさせていただきたいと思っております。

伊藤座長 そういたしましたら、正確な表現はまた幹事に考えてもらいますが、ただいま高中委員から御発言がございましたように、この(3)のイに関する注記として、例えば、ということですが、弁護士である社員が常駐しない事務所における日本法に関する法律事務の取扱いに関しては、弁護士業務の実情ですとか司法書士法の例が出ましたが、他の法制例を踏まえて慎重に検討していただきたい、というような趣旨のことを記載すれば、恐らく意図するところは理解していただけるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

牛島委員 私は、当該支店は当該外弁の職務権限のことしか行えないという考え方です。しかしそれをどのように貫くのかというのは、佐瀬委員も言われたアイデア、これは前回も出たことです。しかしその趣旨を書かなければ、今の座長が言われたのは、その手前で終わってしまうかもしれないという、余計な心配かもしれませんが、そんな気がいたしますが。

伊藤座長 そうすると、牛島委員のお考えですと、注記ということはよろしいですか。

牛島委員 私は注記と本文の意味の違いが分かりませんので、注記に落とすとどういう意味があつて、本文だとどういう意味があるのか分かりませんから、注記でいいのかどうか分かりません。私には分かりません、全く。なぜ本文では駄目なのかが分からない。これは一つの、私にとってはクエスチョンです。

それからもう一つは、私は、今私が申し上げたような趣旨は大勢であったと思っておりますので、それを書くということで少しも構わないのではないかと思います。ただその技術的なそのことの実現の仕方についてのある程度の裁量というのでしょうか、裁量というのはおこがましい言い方で、いろいろなやり方がある余地を残すということは、私は座長のおっしゃるとおりだと思います。

伊藤座長 私の理解が正しいかどうか自信はありませんが、弁護士である社員が常駐しない事

務所において日本法を取り扱うことはできないというのは恐らくはっきりしているのですが、ということは当然ここに書いてある本文でも前提にしてあるはずで、その意味をより分かりやすく、あるいは今後どういう方向でそのことを明らかにしてほしいか、という意味での注を付けたらどうかというのが、私の「本文」と「注」ということの意味なのですけれども。牛島委員 済みません、本文と注の趣旨は、誠にくどいように申し訳ありません、この種文章において本文に入ることと注に入ることの意味の違いというのは私には分かりませんので、なぜ注に落とす必要があるのかは理解できません。しかしそれは、私は理解できないだけです。

それから二つ目は、趣旨の中に、今座長が正におっしゃったように、大勢であるとおっしゃったことがクリアに書かれていれば、それは私はもちろん賛成でございます。

中川委員 私がなぜ注の方がいいかと思ったのは、それは今伊藤座長がお話しになったことと同じ意見なのですが、要するに恐らくそれはもう当然のことだという前提があるので、当然のことをあえて本文に書く必要がない。ただし、そういうことを書かないと、それを議論してないのだからと言われる。その懸念を、誤解を生まないようにするために、そういうものがやはり注に落とすもの、言わば本文と注の関係だと思えます。という意味では、今回の議論を踏まえたところのものは、私は注でいいのではないかということで、結論部分と、それから結論に至った中であえて結論に至った理由についてももう少し敷衍した方がいいというものに注に落とすという意味で、ここでの牛島委員や佐瀬委員がおっしゃったことをうまく注の中に落とし込む。私はそれで十分だろうと思うのです。「※1」として後ろの方に置いておくというので十分だろうと思っています。

高中委員 隣にいるから中川委員の味方をするわけではないのですけれども、中川委員のいうように、注でよろしいと思います。先ほど11頁の(5)のウの非常駐の問題がありました。A法人に非常駐許可制度は取り入れないことについて、どこかからの反対意見が出ていたパブコメがありましたので、何か反論されてしまうかなと思うのです。そうすると、これは過疎地対策という制度趣旨ででき上がっているものだから、我々は要りませんでしたというあたりの説明は、注だと思うのです。そうしますと、先ほど中川委員のおっしゃられた12頁の(3)についても、当然のことですからそれまた注に入れておく。読まれたときに誤解を招きそうだとするところは注で敷衍をしておくということでもよろしいかと思えます。

佐瀬委員 私は注だろうと本文だろうと、それはどちらでもいいと思いますし、感じとしてはやはり注の方がいいのかなという気はします。ただ、なぜ牛島委員の言われるようにクリアに書けないのかという問題はあろうと思うのです。越委員がいみじくも出された事例というのは、本店ではどの程度支店で業務ができるのかという問題と、支店独自の業務がどうやってできるのか、それが国民には分かりづらいという気がするのです。だからその辺は、僕はクリアに書かないと、我々弁護士も、特に地方会員の問題として議論がクリアにならないわけですから、その辺はきちんと書いていただきたいという気がしてしょうがないのです。

伊藤座長 分かりました。

牛島委員 私は、B法人の支店であれば、普通はだれでも一般的に、「当然そこでB法人ができることは何でもできるのだろう。」と思うと思うのです。「そうではないのだよ。」ということは重要なことだと思うのです。したがって、注と本文については、私はなぜ注にするのか理解できませんから、本文を主張します。強く主張します。しかし最終的には、これは

座長がお決めになられればよいと思います。私は主張します。つまり、理由なく注に落とす理由がありません。それから、何にしても一番重要なことは、これは日本弁護士の常駐義務を免除している、頭からなくていいと言っている提言なのです。その場合に、その事務所がどうなのかということは私は重要なことだと思います。これは佐瀬委員と同じ見解です。

下條委員 私は注も何も要らないと思います。不要説です。このままでいいという説です。その理由は、先ほど渡邊幹事がおっしゃいましたけれども、結局、支店であっても行為するのは人間ですから、その人間の資格に縛られるということなので、11頁の一番下の行にある「B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行い、その各自が内部的執行をし、及びB法人を代表するものとする」、これに尽きていると思うのです。ですから、これさえあれば特に何も書く必要はないということを経験がさきほど少しおっしゃいましたけれども、正にそれに賛成です。ですから不要説です。

伊藤座長 分かりました。

出井幹事 書き方について3説分かれてしまいましたが、中身についてコンセンサスを確認しておきたいと思うのです。外国法事務弁護士しか常駐していない事務所では、日本法の法律事務は扱えない、その点はコンセンサスということによろしいですね。ただし越委員がおっしゃったように、出張ベースで来るような場合があるので、それはその「事務所において扱う」ということにはならないであろう。そこは「事務所において扱う」ということの解釈の問題になると思います。そこも一応共通理解としておきたいと思います。

あと、そのコンセンサスを法制上どういうふうにあらわすのかということになりますと、ここは分かれてくると思うのです。何も書かない、つまり現行法というか、今回別のところで提案されている業務範囲の問題とか業務執行の問題、それで十分であるという考え方。それから、いやそこはB法人というのはそもそも両方できるということになっているわけだから、業務範囲というのはもっと明文中で書かないといけないのではないかという考え方もあるかと思います。このあたりは司法書士法の法制の例もありますが、それを土台にできるのか、あるいはそれを土台にするのは適当でないのかという問題もあって、そのあたりは法制上の問題ですので、どういうふうな法制にするかは法務省の方で御検討いただきたいと思います。

この報告書にどういった書き振りにするかということで今3説あるわけですが、大事なのは先ほど私が確認したコンセンサスと、それからもう一つ、常駐義務を課している趣旨ですね。この報告書にどういった書き方をするのであれば、常駐義務を課した趣旨が忘却されないようにしないとイケない。その点を踏まえて、本文にするのか注にするのか、あるいは何も書かないのか、今のところは注にするという意見の方が数としては多いようには思いますが、そこは更に検討させていただくということでいかがでしょうか。外国法事務弁護士のみが常駐する事務所においては日本法の法律事務は扱わないものとする、というふうにはっきり書けない理由というのは、正に越委員がおっしゃったとおり、出張ベースでやる場合がそれで全部できないことになってしまうのではないかという懸念もあるためです。本文にはっきり書けるかどうかは今分かりませんが、そういう方向で検討させていただかないでしょうか。

伊藤座長 今、出井幹事から整理をしていただきまして、お考えとしては3通りの考えがある。書く必要はない、このままでいい、というのと、それから先ほど来御意見があるようなことを本文を追加するような形でのことが望ましい、それから内容的には恐らく同じだと思います。

すが、そのことを注という形で、という御意見もございました。牛島委員は注にする理由はないとおっしゃいます。そのあたりは若干違う御意見もあるようでして、今、出井幹事がおっしゃられたように、この報告書は、最終的には法制化の基礎になるものでありまして、法制化に当たって、その法制化を担当する方にはっきり研究会としての意図はこういうことであるということが伝わればそれで十分かと思えます。そこで余り本文か注かということにこだわらぬ、これが独立のものとして意味があるのであれば別ですが、その意思が伝わるのであれば、それほどその点は、本文だから大事で注だから言わば1ランク落ちるといような性質のものではないように思えます。下條委員のおっしゃることも、論理的には全くおっしゃるとおりですが、この場の御意見として大勢で何らかの形でそのことは伝えた方がいいということですので、いかがでしょうか、牛島委員には大変申し訳ないのですけれども、そこは注という複数の御意見もございましたので、何とか御了解いただいて。

牛島委員 それはもう、私は最終的には座長にお任せすべきことだということをお願いしたつもりでございます。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、今の弁護士である社員が常駐しない事務所における日本法の取扱いについては、先ほども申しましたように、他の法制等も踏まえて慎重に検討しなければいけませんよという趣旨のことを注として付け加えさせていただければ、まず間違いなく当研究会としての一一致した意見は伝わると思えますので、それで御了解いただけませんか。

よろしければ、どうぞ、越委員。

越委員 短く申します。国民、一般の消費者が分かりにくいというような制度は望ましくないと思うのです。「外国弁護士」と「外国法事務弁護士」の違いが分からない人はたくさんいると思えます。

何よりも、事務所の名称の中に「外国」という単語が入っている場合とか、「国際」という単語が入っている場合は、それを見た消費者の方は何らかの意味があるのだろうと勘違いをされる場合もあるやに思えます。実際、私の身の回りでは、弁理士の中で事務所に「国際」という単語が入っているケースは結構ありまして、それがために非常に誤解も多いし、その誤解の中で私から見ればマルプラクティスにしか見えないような結果に立ち至っているケース、つまり、明らかに実害があるという実態があります。ですから、分かりやすい、誤解のない、誤解がなるべく起きないような工夫が必要であるということ、ここの中のどこかに盛り込みたいなと思えます。

一つの案は、11頁の(6)「業務遂行時の資格表示義務」についてです。まず、そこを「資格表示義務等」としていただく。その下の文章には、最後の行の2文字目に「等」というのがあります。「原資格国の国名を付して外国法事務弁護士の名称を使用しなければならないものとする等」というところの「等」です。その「等」の中に含まれる問題として、そこに一言だけ言葉を足していただいて、例えば「事務所の名称の在り方についても、この問題に含めて考えるべきである」といった一文を加えては如何かと思えます。注書きでもいいのです。そうしたことを、何か一言、立法の実務に携わる方へのメッセージとして盛り込んでいただければ、私は大変有り難いと思えます。

伊藤座長 はい、分かりました。この点もよろしいですね、渡邊幹事、ただいまの御発言の趣旨を踏まえて検討していただくということで。

高中委員 お手元の日弁連発行の「日本弁護士連合会関係法規集」450頁に、「法律事務所の名称等に関する規程」というのと「外国法事務弁護士の名称に関する規程」というのがありまして、法律事務所名称の規制ですけれども、こういう規定がありますので御参考に供しておきたいと思います。長年日弁連では、事務所名称の規制をどうするかと悩んでおったのですが、ここが一応の到達点でして、越委員から、何とか国際とか、それもやるかやらないかというような話があったのですが、それについては「品位」ということで規制するだけで、今のところは問題ない、ということにしてありますので、一応申し上げておきます。

伊藤座長 ありがとうございます。

そういったしましたら、一応本日の審議内容を取りまとめたいと思います。

出井幹事 済みません、細かな言葉の問題ですけれども、日弁連からお願いがあります。11頁(5)のイですか。これは先ほど渡邊幹事からは口頭で補充の説明がございましたが、2行目の「地域の弁護士会の会員である社員を常駐させなければならない」、この会員というのが、法律上は外国法事務弁護士もそれから弁護士も弁護士会の会員ということになっているのだと思いますが、日弁連の会則では、外国事務弁護士は「外国特別会員」となっております。この報告書は日弁連の中にも広く読まれる報告書でございますので、括弧書きでも結構ですので、「外国特別会員たる外国法事務弁護士」とか、入れておいていただければと思います。

同じようなことが12頁のB法人についての対応する部分、(3)のイですか、「地域の弁護士会の会員」で、こちらも先ほどの渡邊幹事から口頭で補足がありましたとおり、これは両方なのです。だからこちらの方も、「外国特別会員たる外国法事務弁護士を含む」と括弧書きでも入れておいていただけないか、法律上は会員は両方ということになっているのかもしれませんが、誤解されるといけませんので、そういうふうにしておいていただければと思います。

伊藤座長 渡邊幹事、いかがですか、その点は。

渡邊幹事 工夫してみます。

伊藤座長 御発言の御趣旨は皆さんよく理解できていると思いますので。

それでは、本日の審議内容を簡単に取りまとめさせていただきますが、第1ないし第3に関しては、御異議なく承認いただいたものと理解しております。それから第4に関しましては、先ほど、もう内容は繰り返しません、弁護士である社員が常駐しない事務所における点に関して、注記を付して誤解のないようにしていただくということ、そういう形でまとめさせていただきます。その他、実質を変えないが、しかしより分かりやすい表現であるとか、あるいは誤解を生じないように工夫するとかいうことにつきましては、本日幾つかの点についての御指摘をいただきましたので、その点は更に工夫をしてみようということにいたしまして、また実質にかかわりのない表現、いわゆるてにをは的なものについては、恐縮でございますけれども私と幹事とで相談しながらやりますので、御一任賜ればと存じます。それでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。他に、特に何か御意見等ございますか。

もしございませんようでしたら、法務大臣や日本弁護士連合会会長へのこの報告書の提出時期など、いわゆるスケジュール感について事務局から説明お願いできますか。

渡邊幹事 本日、報告書案についてさまざまな御意見を頂戴しましたので、修正作業に早速

入りたいと思います。座長にも御相談しまして、可能な限り早い段階で確定しまして、それを適宜の形で御報告したいと思います。あわせて、委員の皆様にも確定版については送付いたしますので、その際はよろしくお願いたします。

伊藤座長　ということで御了解いただければと存じます。

それでは、これで今季の外国弁護士制度研究会を閉会させていただきます。先ほど来「19回にわたって」という御発言がございましたが、長期間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございました。（拍手）

—了—